

# 「生活者としての外国人」のための日本語教育の 在り方について（報告）（案）

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会  
「生活 Can do」等の作成に関するワーキンググループ

令和3年12月16日

## 目次

はじめに	1
1. 現状と課題	3
2. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育について	5
(1) 「生活者としての外国人」	
(2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育	
(3) 目的・目標	
(4) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育と「日本語教育の参照枠」	
(5) 「生活 Can do」の内容	
(6) 対象となる学習者	
(7) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の実施主体等	
(8) 想定される学習時間の目安	
3. 生活上の行為の事例について	10
(1) 生活上の行為の事例の整理	
(2) 生活上の行為の事例と「生活 Can do」の対応について	
(3) 本報告で取り上げる「生活上の行為」分類一覧	
4. 「生活 Can do」等について	12
(1) 「生活 Can do」	
(2) 具体的な内容	
(3) 活用方法	
5. 「生活者としての外国人」に対する漢字を含む文字の扱い方について	13
(1) 「生活者としての外国人」に対する漢字を含む文字の扱い	
(2) 「日本語教育の参照枠」における漢字を含む文字の扱い方について	
(3) 漢字学習の方針について	
6. 生活・社会・文化的情報の扱い方について	16
(1) 生活・社会・文化的情報	
(2) 想定される内容	
(3) 扱い方	

7. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方	17
------------------------------------	----

- (1) 言語活動別の評価
- (2) 日本語学習ポートフォリオの活用
- (3) 学習のための支援ツールについて

参考資料	23
------	----

参考資料○ 「生活 Can do」等の一覧

参考資料○ 参考文献・ウェブサイト等

参考資料○ 取りまとめまでの沿革

参考資料○ 日本語教育小委員会等における検討状況

## はじめに

我が国に在留する外国人は、令和3年〇月現在で約000万人(総人口の約00%)に上り、日本で就労する外国人は令和3年10月末時点で約000万人となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少しているものの、長期的には増加傾向にあります。

政府は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日決定、令和3年6月15日改訂)を取りまとめ、そこでは、外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が日本人と安心して生活することができるよう、より円滑な意思疎通の実現に向け、日本語を習得できるようにすることが極めて重要とされています。

さらには、令和元年6月28日には、「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)が公布・施行され、政府は、この法律に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下、基本方針)を令和2年6月23日に閣議決定し、日本語教育の推進の基本的な方向や具体的施策例などの内容等を定めました。この中では、地域における日本語教育についても言及があり、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援する必要がある」とされています。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育については、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(以下、日本語教育小委員会)において、平成20年2月から平成21年2月にかけて、日本語を母語としない住民に対する施策検討の必要性が高まっていることを踏まえ、「生活者としての外国人」が地域社会の一員として社会参加するために必要な日本語教育の体制整備及び内容の改善について審議を行いました。

教育内容及び方法の改善については、日本語教育小委員会において、平成20年10月から平成22年5月にかけて審議され、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」(以下、標準的なカリキュラム案という。)が取りまとめられました。標準的なカリキュラム案は、生活上の基盤を形成する上で必要不可欠であると考えられる生活上の行為の事例と、それに対応する学習項目及び社会・文化的情報が列挙されたものです。これまで、各地域において現場の実情に沿った日本語教育を、具体的に編成・実施する際に参考となるものとして活用されてきました。

平成25年日本語教育小委員会の下に設置された「課題整理に関するワーキンググループ」において取りまとめられた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」(報告)では、標準的なカリキュラム案の今後の更なる活用のために改善に向けた検討が必要であるとして「論点4. 標準的なカリキュラム案等の活用について」が盛り込まれました。

前出の基本方針では、「ヨーロッパ言語共通参照枠(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)」(以下、CEFRという。)を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、「日本語教育の参照枠」を作成することが掲げられました。これを受けて、令和3年10月に文化審議会国語分科会において「日本語教育の参照枠」(報告)を取りまとめました。

「日本語教育の参照枠」は、学習、教授、評価に係る日本語教育の包括的な枠組みを示すことを提言するものです。「日本語教育の参照枠」が目指すものとして、「1 日本語学習者を社会的な存在として捉える」、「2 言語を使って「できること」に注目する」、「3 多様な日本語使用を尊重する」という言語教育観の三つの柱を示しました。更に、日本語能力の熟達度を六つのレベルで示した「全体的な尺度」及び六つのレベルを五つの言語活動ごとに示した「言語活動別の熟達度」を掲載しました。

また、社会的存在である言語使用者及び学習者が言語を学ぶ上での目標を具体的に示した「言語能力記述文(Can do)」について説明し、約 500 の「CEFR Can do」を一部修正の上、「日本語教育の参照枠」Can doとして示しました。今後、これを踏まえて生活、就労、留学などの分野別の言語能力記述文が作成されることが期待されています。

「日本語教育の参照枠」に基づき、生活者としての外国人に対する日本語教育の室の向上と一層の充実を図るため、日本語教育小委員会の下に「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループ、「生活 Can do」等の作成に関するワーキンググループを設置し、「生活 Can do」を作成するとともに、地域日本語教育の教育内容等について検討を行ってきました。

そして、今般日本で暮らす外国人が日本での生活に必要な日本語を身に付けるための日本語教育の目的・目標及び教育内容等の在り方を示した「生活者としての外国人」のための日本語教育の在り方について(報告)」の取りまとめに至ったものです。

今後、本報告が全国各地の地域における日本語教育の実践に生かされるとともに、日本で暮らし働く全ての外国人が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行うことを通じて、言語・文化の相互尊重を前提としながら、自立した言語使用者として生活を送ることができるようになることを願います。

## 1. 現状と課題

### (1) 現状

- 我が国に在留する外国人は、000万人(出入国在留管理庁、令和〇年〇月)と新型コロナ感染拡大の影響が見られるものの、長期的には増加傾向にある。在留外国人の中長期的な滞在及び定住化の傾向が進み、来日当初の基本的な生活上の基盤を形成するために必要となる日本語のみならず、子育てや就労等に必要となる日本語が求められるようになっている。
- 国内の「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、平成22年に国語分科会で策定された「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について(以下、標準的なカリキュラム案という。)が活用されている。
- 標準的なカリキュラム案は、「基本的な生活基盤を形成するために必要であり、安全にかかわり緊急性があるもので、やりとりが複雑でないと考えられるもの」と「その際、情報として知っておく必要があると考えられるもの」が生活上の行為の事例の中から121事例選ばれ、「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」として「能力記述」「場面」「やりとりの例」「機能」「文法」「語彙」「技能」が示されている。
- 国語分科会日本語教育小委員会において、CEFRを参考に「日本語教育の参照枠」が示され、活用が期待されている。
- 日本語教育の推進に関する法律に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下、基本方針)(令和2年6月閣議決定)では、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」とされ、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、標準的なカリキュラム案について、検証を行い、改定を行う」とされた。
- 令和2年度には、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の下に「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループにおいて、標準的なカリキュラム案の改定について議論されるとともに、調査研究が行われた。本調査研究では、「生活者としての外国人」に対する日本語教育内容に関する実態調査が行われ、それに基づくCan do作成が行われた。

## (2) 課題

- 標準的なカリキュラム案に示された「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる「生活上の行為の事例」について、平成22年に策定されたものであることも考慮し、社会状況の変化に鑑み、見直しを含めた検討が必要である。
- 在留外国人の定住化の傾向を踏まえ、子育てや就労に関する日本語教育が求められると考えられるが、標準的なカリキュラム案にはそれらの項目に基づいた「生活上の行為の事例」に対応する学習項目の要素が挙げられていない。
- 標準的なカリキュラム案では、日本語の熟達度を示すレベルは示されていない。特定技能等の一定の日本語能力(CEFR A2相当)を身に付けた上で来日する外国人も増えてくることを想定すると、学習の目安となる日本語のレベルを示す必要があるのではないか。
- 標準的なカリキュラム案では、教材例集は示されているものの、具体的な教育内容や教材は地域の実情に合わせて設定・作成することが求められている。しかし、地域によっては日本語教育人材の不足等により教材の作成が難しいという声が聞かれる。
- 外国人等の生活に必要な日本語教育の内容等は、標準的なカリキュラム案のほか、独立行政法人国際交流基金日本語国際センターが「JF日本語教育スタンダード」に基づいて開発した「JF 生活日本語 Can-do」(A1～A2レベル、381項目)がある。生活分野の日本語教育は国内・海外に関わらず学習されることから、「日本語教育の参照枠」を踏まえて連携を図る必要がある。
- 標準的なカリキュラム案に示された「生活上の行為の事例」と「日本語教育の参照枠」で示された言語能力記述文に基づき、生活分野において必要とされる言語活動を示した「生活 Can do」を新たに作成する必要がある。併せて、その周知・普及を推進していく必要がある。

## 2. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育について

### (1)「生活者としての外国人」

「生活者としての外国人」とは、だれもが持っている「生活」という側面に着目して、我が国において日常的な生活を営む全ての外国人を指すものである。

### (2)「生活者としての外国人」に対する日本語教育

「日本語教育の推進に関する法律」では、「日本語教育」を「外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等<sup>1</sup>に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む)をいう」としている。

また、日本語が主たるコミュニケーション手段となっている我が国において、「生活者としての外国人」には、生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする能力を獲得することが求められる。そのため、こうした能力を身に付けるための日本語教育を「生活者としての外国人」に対する日本語教育という。

### (3)目的・目標

#### ①目的

言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになること

#### ②目標

- 日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
- 日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること
- 日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること
- 日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること

### (4)「生活者としての外国人」に対する日本語教育と「日本語教育の参照枠」

「日本語教育の参照枠」は、言語・文化の相互理解・相互尊重を前提とし、日本語教育に関わる全ての人々が、それぞれの状況に応じて柔軟に「参照することができる枠組み」であり、学習・教育の内容や方法の画一化を図るものではない。

また、共生社会の実現にあたっては、日本人の側が日本語を学ぶ人々についての理解を深めて考えていくことも大切である。

このことから、「生活者としての外国人」に対する日本語教育においても、その考え方を踏まえて実施することが望ましい。

「日本語教育の参照枠」では以下の三つを言語教育観の柱として示している。

<sup>1</sup> 「日本語教育の推進に関する法律」では、「外国人等」を「日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう」としている。



### ① 日本語学習者を社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である。

### ② 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

### ③ 多様な日本語使用を尊重する

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。

## (5)「生活 Can do」の内容

本報告で示す「生活 Can do」は、「日本語教育の参照枠」に示された言語活動についての言語能力記述文である活動 Can do である。「生活上の行為の事例」に基づき、五つの言語活動（「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やりとり）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」）をA1～B1（※一部B2を含む）レベル別に示した。

## (6)対象となる学習者

### ①「生活者としての外国人」等

- 日本で日常的な生活を営むすべての外国人等
- 日本で生活することを予定している外国人等

### ② 学習レベル

基礎段階の言語使用者(A1、A2)から自立した言語使用者(B1、B2)まで

## (7)「生活者としての外国人」に対する日本語教育の実施主体等

### ① 実施主体

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)の「第1章 2 国及び地方公共団体の責務」として次のように示されている。

「国は日本語教育推進法に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有するとともに、必要な法制上の措置、財政上の措置その他の措置を講じなければならない。(中略)地方公共団体は、日本語教育推進法に基づき、

国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有する。」

以上のことから、国及び地方公共団体には、日本語教育の主体としての責務があると考えられる。

国と地方公共団体の役割分担については、「国語分科会日本語教育小委員会における審議について(日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討)」「(文化審議会国語分科会、平成21年1月)」で、以下のように示している。

- ・国は標準的な内容・方法を示すこと
- ・各都道府県は域内の実情に応じて日本語教育の体制・内容を検討・調整すること
- ・市町村は、現場の実情に沿って具体的に編成・実施すること

これを踏まえ、「「生活者としての外国人」のための日本語教育の在り方について(報告案)」「(以下、本報告)を踏まえ、これを活用するのは各都道府県・市町村を想定する。ただし、本報告はあくまで在り方を示す指針であり、上述の役割分担を踏まえ、各都道府県及び市町村においては、「生活 Can do」等で示された内容に適宜変更を加え、各地域の実情に合わせて日本語教育やそれに伴う日本語能力評価等を実施する必要がある。

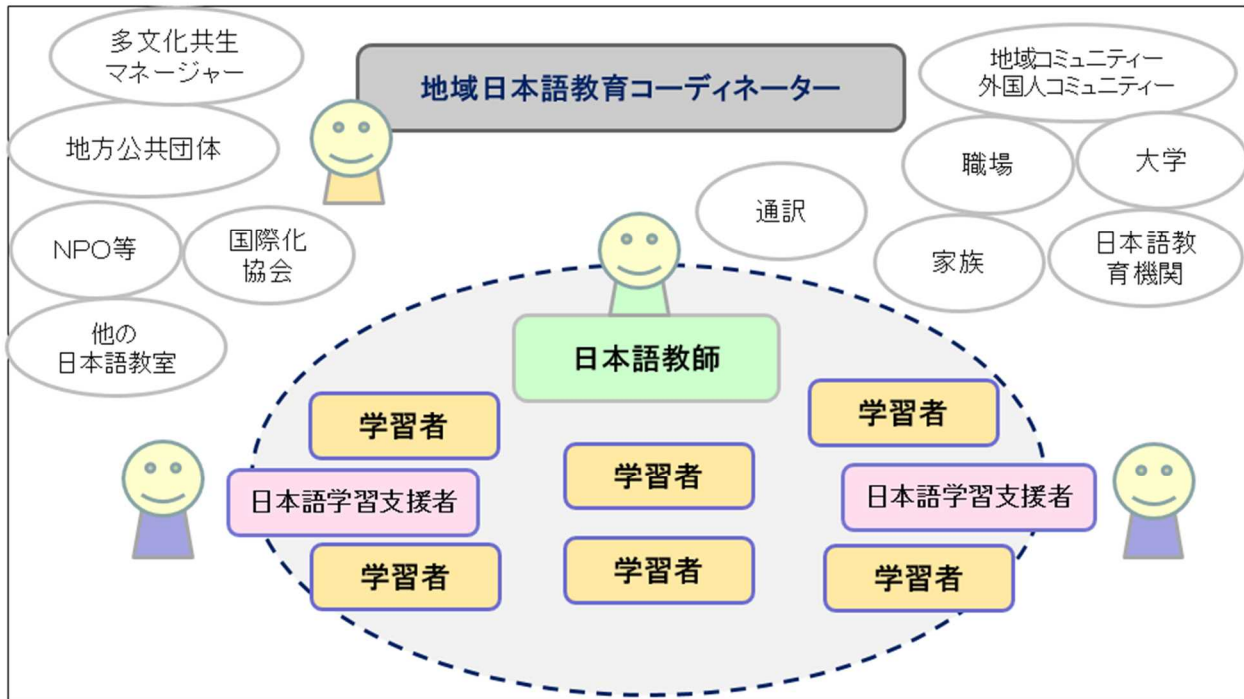
## ②地域における日本語教育人材

本報告及び「生活 Can do」等を活用し日本語教育を実践する日本語教育に関わる人材については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」「(文化審議会国語分科会、平成31年3月)」において、「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例を以下のように想定している。

○地域日本語教育コーディネーター	日本語教育の現場で日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行ったり、日本語教師や日本語学習支援者に対する指導助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
○日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
○日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し、促進する者

上記のうち、地域日本語教育コーディネーターや日本語教師が「生活者としての外国人」に対する日本語教育を直接的に担うとともに、「生活 Can do」を活用することが考えられる。ただし、以下の図1のように連携することが想定される。

図1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティ等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

そのため、本報告の一義的な利用者は、各都道府県、市町村における日本語教育担当者や、各地域において行政や地域の関係機関等との連携の下、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる「地域日本語教育コーディネーター<sup>2</sup>」を想定している<sup>3</sup>。その他にも、各都道府県、市町村において、日本語教育施策や事業の企画を行う際に参考とすることが望まれる。なお、各地域において「生活者としての外国人」に対する日本語教育の日本語教育プログラムを実施する際には、活動分野を「生活者としての外国人」とする日本語教師<sup>4</sup>と共にプログラムを編成・実施することが望ましい。

<sup>2</sup> 地域日本語教育コーディネーターの役割については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(文化審議会国語分科会、平成31年3月)を参照。

<sup>3</sup> 具体的には、文化庁が令和元年より推進する「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」における「総括コーディネーター」「地域日本語教育コーディネーター」等を想定する。

<sup>4</sup> 日本語教師の役割と活動分野「生活者としての外国人」については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(文化審議会国語分科会、平成31年3月)を参照。

## (8) 想定される学習時間の目安

CEFR(2001)ではレベルごとの学習時間は示されていないが、言語によらず言語の熟達度を示すレベル尺度ごとの学習時間の目安を設定することができる。またレベルごとの学習時間は分野によって左右されるものではないことから、ここでは諸外国の例などを参考に「生活者としての外国人」に対する日本語教育において想定されるB1レベルまでの学習時間の目安を示すこととする。

なお、あくまで上記の学習時間はコース設定の際の目安である。実際には、「生活Can do」から取捨選択しプログラムを編成することとなるため、実際の対象者や状況に応じて適切な学習時間数を設定することが望ましい。

- ～A1レベル 105～158時間程度
  - ～A2レベル 105～158時間程度
  - ～B1レベル 150～225時間程度
- (生活・社会・文化的情報 75時間程度<sup>5</sup>)

合計 435～616時間程度(目安)

学習時間には、言語間距離や言語学習経験、基礎学力、集中プログラムか週1～2回程度の開催回数か等、考慮すべき点があることから、幅を持たせて設定した。また、漢字を含む文字指導に関しては、漢字圏・非漢字圏・非識字者などの学習者の背景に配慮し、別に指導時間を検討することが適当である。また、諸外国の例及び標準的なカリキュラム案を参考に、生活・社会・文化的情報を日本語教育とともに提示することで、学習効果を高めるとともに社会への接続を円滑に行うことができるようにすることが望ましい。(標準的なカリキュラム案では「社会・文化的情報」とされていたが、今回は「生活・社会・文化的情報」とする。詳細は「6. 生活・社会・文化的情報」を参照。

<sup>5</sup> 生活・社会・文化的情報は、行政等が行う「生活オリエンテーション」の時間数を含む。

### 3. 生活上の行為の事例について

#### (1) 生活上の行為の事例の整理

日本語教育小委員会(第8期)では、「生活者としての外国人」が日本語で行うことができるようになることが期待される「生活上の行為」が取りまとめられた。この内容をもとに、その必要性を探索的に日本人・外国人に尋ねるアンケート調査が行われ、その結果、必要性が高いと評価された生活上の行為について具体的な事例(「生活上の行為の事例」)を選び出し、必要に応じて追加すべき事例を記述した。

令和2年度「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループでは、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案の改定のための基礎調査を実施し、「生活上の行為の事例」の見直しを行った。本報告においてもこの基礎調査結果を参考とし、「生活上の行為」及び「生活上の行為の事例」を改めて取りまとめた。

#### (2) 生活上の行為の事例と「生活 Can do」の対応について

「日本語教育の参照枠」では、「日本語教育の参照枠」の使用者は、「全体的な尺度」、「言語活動別の熟達度」、「言語能力記述文(日本語教育の参照枠 Can do)」のレベルに基づいて、現場に合わせた新たな言語能力記述文(「分野別の言語能力記述文(Can do)」、「現場 Can do」)を作成することができる」とされている。

そのため、本報告においても「生活者としての外国人」に対する日本語教育における言語能力記述文(Can do)を「生活 Can do」として提示し、地域における日本語教育において参考とすることができるものとする。また、この「生活 Can do」の作成の際には、令和2年度に見直しを行った「生活上の行為」及び「生活上の行為の事例」を参考とした。

また、「生活 Can do」には、日本語教育の参照枠の「全体的な尺度」を参考に「基礎段階の言語使用者」(A1、A2)、「自立した言語使用者」(B1、一部B2を含む)のレベル付けを行った。

### (3)本報告で取り上げる「生活上の行為」分類一覧

本報告では、「標準的なカリキュラム案」に示された「生活上の行為」の分類一覧から、以下のような生活上の行為を取り上げる。

大分類	中分類	小分類
I 健康・安全に暮らす	01 健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける
		(02) 薬を利用する
		(03) 健康に気を付ける
	02 安全を守る	(04) 事故に備え, 対応する
		(05) 災害に備え, 対応する
II 住居を確保・維持する	03 住居を確保する	(06) 住居を確保する
	04 住環境を整える	(07) 住居を管理する
III 消費活動を行う	05 物品購入・サービスを利用する	(08) 物品購入・サービスを利用する
	06 お金を管理する	(09) 金融機関を利用する
IV 目的地に移動する	07 公共交通機関を利用する	(10) 電車, バス, 飛行機, 船等を利用する
		(11) タクシーを利用する
	08 自力で移動する	(12) 徒歩で移動する
		(13) 自転車を利用する
V 子育て・教育を行う	09 家庭及び地域で子育てをする	(14) 車・オートバイ等を使用する
		(15) 出産に備える
		(16) 出産し育児をする
		(17) 家庭で子供を育てる
	10 子供に教育を受けさせる	(18) 地域で子供を育てる
		(19) 幼稚園・保育所で教育・保育を受けさせる
		(20) 小・中・高等学校で教育を受けさせる
VI 働く	11 仕事を探す	(21) 特別支援教育を受けさせる
		(22) 就職活動をする
	12 仕事をする	(23) 労働条件について理解する
		(24) 職場の安全を確保する
		(25) 個別業務を遂行する
		(26) 協働業務を遂行する
		(27) 勤務評価に対応する
	13 仕事に役立つ能力を高める	(28) 職業能力の開発を行う
		(29) 事務機器等を利用する
		(30) 職場の人間関係を円滑にする
VII 人とかかわる	14 他者との関係を円滑にする	(31) 人と付き合う
		(32) 異文化を理解する
VIII 社会の一員となる	15 地域・社会のルール・マナーを守る	(33) 住民としての手続をする
		(34) 住民としてのマナーを守る
	16 地域社会に参加する	(35) 地域社会に参加する
		17 社会制度を利用する
(37) 社会保険を利用する		
IX 自身を豊かにする	18 人生設計をする	(38) 生活設計をする
		19 学習する
	(40) 学習を管理する	
	(41) 学習方法を身に付ける	
	(42) 日本語を学習する	
	20 余暇を楽しむ	(43) 日本について理解する
(44) 余暇を楽しむ		
X 情報を収集・発信する	21 通信する	(45) 郵便・宅配便を利用する
		(46) インターネットを利用する
		(47) 電話・ファクシミリを利用する
	22 マスメディアを利用する	(48) マスメディア等を利用する

## 4. 「生活 Can do」等について

### (1)「生活 Can do」

「生活者としての外国人」に対する日本語教育における言語能力記述文(Can do)を「生活 Can do」とする。なお、基本方針に「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援する必要がある」とあることから、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活 Can do」は A1 から B1(一部B2を含む)までの内容とする。

### (2)具体的な内容

「生活 Can do」は、付随する情報と共に以下のように提示する。

- ①「生活上の行為の事例」・・・大分類Ⅰ～Ⅹの全てを含む
- ②生活上の行為の事例に対応する「生活 Can do」
- ③5つの言語活動の分類・・・  
 (「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと(やり取り)」、「話すこと(発表)」、「書くこと」)
- ④カテゴリー・・・5つの言語活動ごとの主な活動例の分類
- ⑤レベル・・・「日本語教育の参照枠」の日本語能力の熟達度を示すレベル

No.	生活上の行為の事例					生活Can do	言語活動		カテゴリー	レベル
	大分類	中分類	小分類	事例1	事例2					
1	I 健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) ● 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	選択する病院を知る	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すことができる。	理解すること	読むこと	世情を把握するために読むこと	B1
2	I 健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) ● 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	症状の変化を説明する	子供の体調が悪く、医療相談窓口に電話したときに、相談員に子供の病状や症状の変化について、順序だてて説明することができる。	話すこと	発表	長く一人で話す：経験談	B1
3	I 健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) ● 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	開院時間を確認する	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診察日や時間を確認することができる	理解すること	読むこと	世情を把握するために読むこと	A1

なお、具体的な「生活 Can do」等の一覧は参考資料○として本報告に収録する。

### (3)活用方法

「日本語教育の参照枠」の活用のための手引では、Can do ベースのカリキュラム編成についての考え方と方法を示すとともに、生活・留学・就労の三つの分野における Can do ベースのカリキュラムの事例が、それぞれの理念と背景をもとに示されている。そのため、「生活者としての外国人」に対する日本語教育においても、「生活 Can do」をもとに、同手引を参照しつつプログラムを作成することが望ましい。

「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」

URL .....

## 5. 「生活者としての外国人」に対する漢字を含む文字の扱い方について

### (1) 「生活者としての外国人」に対して漢字を含む文字の扱い

「生活者としての外国人」には、日本での生活に必要な情報を日本語で得ることを求められることが多いことから、学習の初期段階において平仮名・片仮名や日常的に遭遇する漢字の習得を学習活動と共に促すことが求められる。また、その際には「日本語教育の参照枠」における漢字を含む文字の取扱い方を参考にすることが望ましい。

### (2) 「日本語教育の参照枠」における漢字を含む文字の扱い方について

「日本語教育の参照枠」では、漢字を含む文字の扱いを以下のように示している。

#### ① 漢字を含む文字を取り上げることについて

漢字を含む文字の扱いについて、環境によって自然習得されることもある話し言葉とは異なり、文字は意識的な学習によってしか習得されないとされていることから、日本語教師には学習者の状況に応じて効果的な文字学習の指導を行うことが必要である。

また、漢字を含む日本語の文字には、学習者のレベルや置かれた状況によって、

- 見て意味が分かればよいもの
- 意味と読み方が分かればよいもの
- 書けるようになることが望まれるもの

に分けられる。日本語教師は、学習者のレベルや必要な言語活動、言語使用場面などによって、学習者に必要な漢字を選定し指導していく必要がある。

#### ② 「日本語教育の参照枠」における文字の扱いについて

特に日本社会で生活する者には、安全安心で文化的な生活を送り、社会に参加する上でも、平仮名・片仮名・漢字・ローマ字などの文字に対する理解が不可欠であり、一定程度の習得(学習)が望まれる。

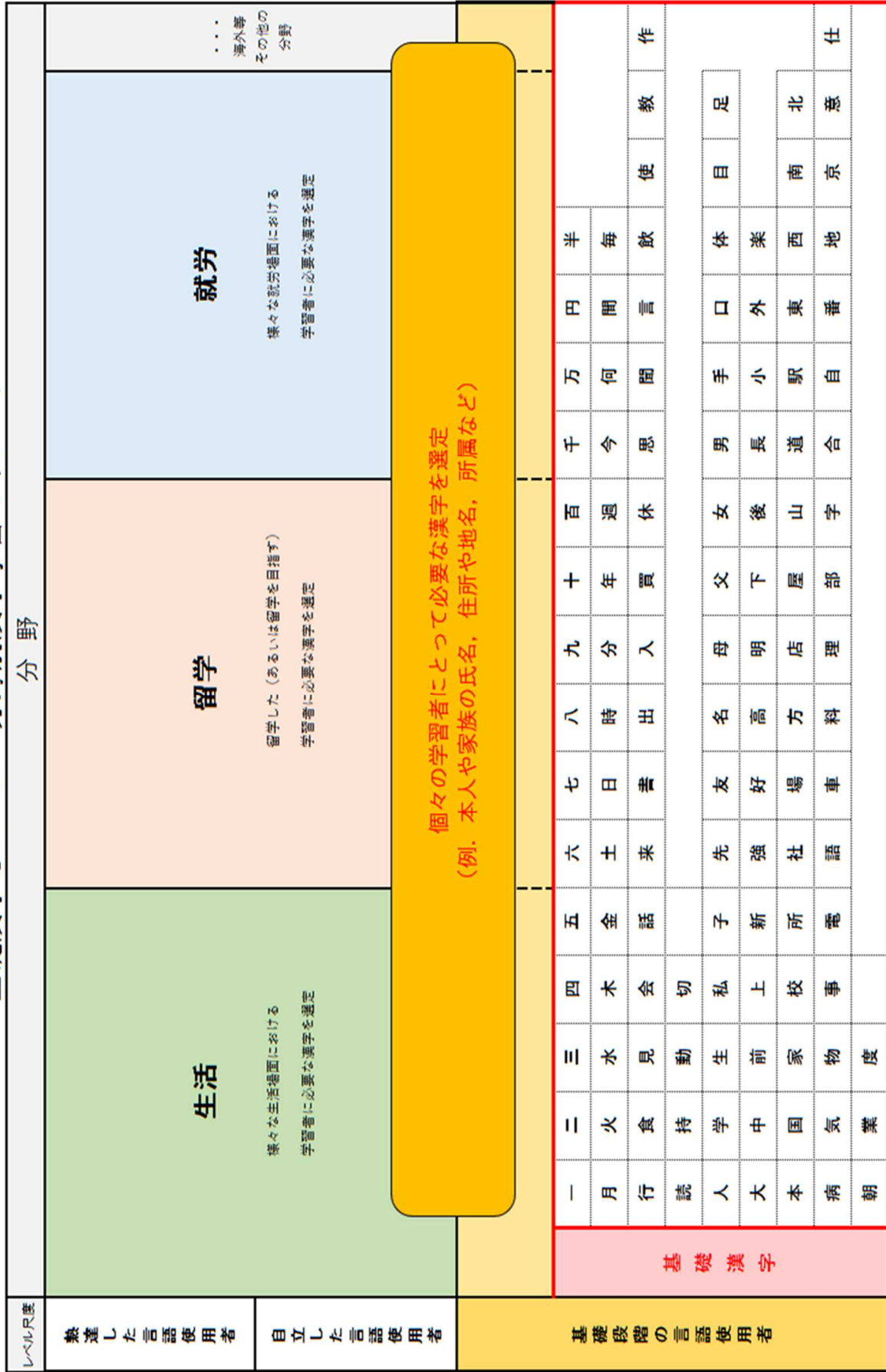
#### ③ 「基礎漢字」の選定について

基礎漢字とは、日本語を学ぶ外国人等が各分野やレベルに応じて漢字学習を行っていく前提となる、分野共通の核となる漢字を抽出したものである。

次ページは、「日本語教育の参照枠」において示された基礎漢字の目安とレベル・分野別漢字学習のイメージである。「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、基礎漢字 122 字に加え、本人や家族の氏名や住所や地名など対象となる個々の学習者にとって必要な漢字を選定し、学習を促すことが期待される。



# 基礎漢字とレベル・分野別漢字学習のイメージ



※「日本語教育の参照枠」では、漢字学習の基礎となる基礎漢字122を示した。基礎漢字は、日本語を学ぶ外国人等が各分野やレベルに応じて漢字学習を行っていく前提となる、核となる漢字である。分野を問わず、国内外全ての学習者に共通するものとし、読み正確さや書き方よりも意味の理解を優先することとしている。

### (3)漢字学習の方針について

「日本語教育の参照枠」では、漢字学習の方針について以下のように示している。「生活者としての外国人」に対する日本語教育においても参考にすることが望ましい。

- 学習者のレベルや置かれた状況によって、見て意味が分かればよいものと、意味と読み方が分かればよいものと、書けることが望まれるものとを区別することが必要である。
- 個々の学習者が各レベルの言語活動を達成する上で必要となる漢字を設定することが必要である。その際、学習者に過度な負担とならないよう、教える漢字の数及び指導方法について配慮が必要である。
- 語彙例を併せて示すこととし、読むこと(意味を理解できること)を中心とする。個々の学習者が各レベルの言語活動を達成する上で必要となる漢字及び語彙の選定を行うことが重要である。
- 単に形や書き順を覚えることに注力するのではなく、漢字の成り立ちや意味、漢字から平仮名や片仮名が生まれたことなど、漢字に興味を持たせる工夫をすることが大切である。
- 書くことは基本的には住所・名前を中心に学習者が真に書く必要があるものにとどめるなど、段階を追った指導計画が望ましい。しかし、書くことによって字形を認識できるようになるとされていることから、必要に応じて書く活動を取り入れることも有効である。
- 必要な漢字には個人差があることから、今後の自律学習につなげるための学習方法や学びを促進するような活動を行うことが必要である。
- 学習者が漢字圏出身者か非漢字圏出身者かによって、漢字学習における留意点は異なるため、指導する上で留意する必要がある。漢字圏学習者の場合、発音や意味の面で母語の干渉を受けやすく誤用が生じやすい点について配慮が必要である。また、非漢字圏学習者の場合は、漢字の特性に慣れるところから丁寧に指導を行う等、一層の配慮が必要である。
- ICTなどの様々な学習リソースを活用することも現代社会においては有効な手段となる。

## 6. 生活・文化・社会的情報の扱い方について

### (1) 生活・文化・社会的情報

「生活者としての外国人」は、生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする能力を獲得することが求められる。そのためには、日本語能力だけでなく、それに関連する日本社会や日本の文化・習慣、地域の生活に関する知識を併せて知っておく必要がある。標準的なカリキュラム案では、それを「社会・文化的情報」としたが、「生活 Can do」ではより広範な生活上の行為の事例を取扱うことから、より一層その重要性は増すものと考えられる。そのため、「生活・文化・社会的情報」として、日本語能力とともに習得できるように提示することが望ましい。

### (2) 想定される内容

地域における生活場面と密着した社会的な知識(制度等)、文化・習慣等

#### ○具体例

- ・自然災害や防災に関する情報
  - ・住居を管理する際に必要となる手続き情報(電気・ガス・水道等)
  - ・状況に合った適切なあいさつに関する情報
  - ・冠婚葬祭についての情報
  - ・郵便・宅配便についての情報
  - ・年金や健康保険についての情報
- 等

### (3) 扱い方

「生活・文化・社会的情報」のうち、日本語の習得レベルを問わず必要となる情報については、外国人等が十分に理解できる言語で来日後速やかに提供する必要があると考えられる。これらは、地域を問わず共通する内容及び各地域の実情に応じた内容を含むものであり、「生活オリエンテーション」として、地方公共団体等により日本語教育プログラムとは別に多言語で実施・提供されるべきものである。「生活者としての外国人」に対する日本語教育を実施する機関等においては、「生活オリエンテーション」を実施する地方公共団体、機関等と連携する必要がある。

他方、これらの生活・文化・社会的情報は、外国人の地域社会への接続を円滑にするとともに、日本語学習の効果を高めることが期待される。「生活オリエンテーション」として集中的に実施するだけでなく、「生活・文化・社会的情報」のうち必要なものをコミュニケーション言語活動と合わせて、日本語教育の中で扱うようにすることが望ましい。

## 7. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方

「生活者としての外国人」に対する日本語教育においても、評価を行い日本語習得の促進を行うことが求められる。その際には「日本語教育の参照枠」における評価の理念を参考とすることが望ましい。「日本語教育の参照枠」では、何のために評価を行うかについての理念を(1)と(2)に示し、評価を行う上での手法に関する理念を(3)に示している。

### 【「日本語教育の参照枠」における評価の三つの理念】

#### (1)生涯にわたる自律的な学習の促進

「日本語教育の参照枠」における評価は、生涯にわたる自律的な学習の促進を目的とする。

#### (2)学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用推進

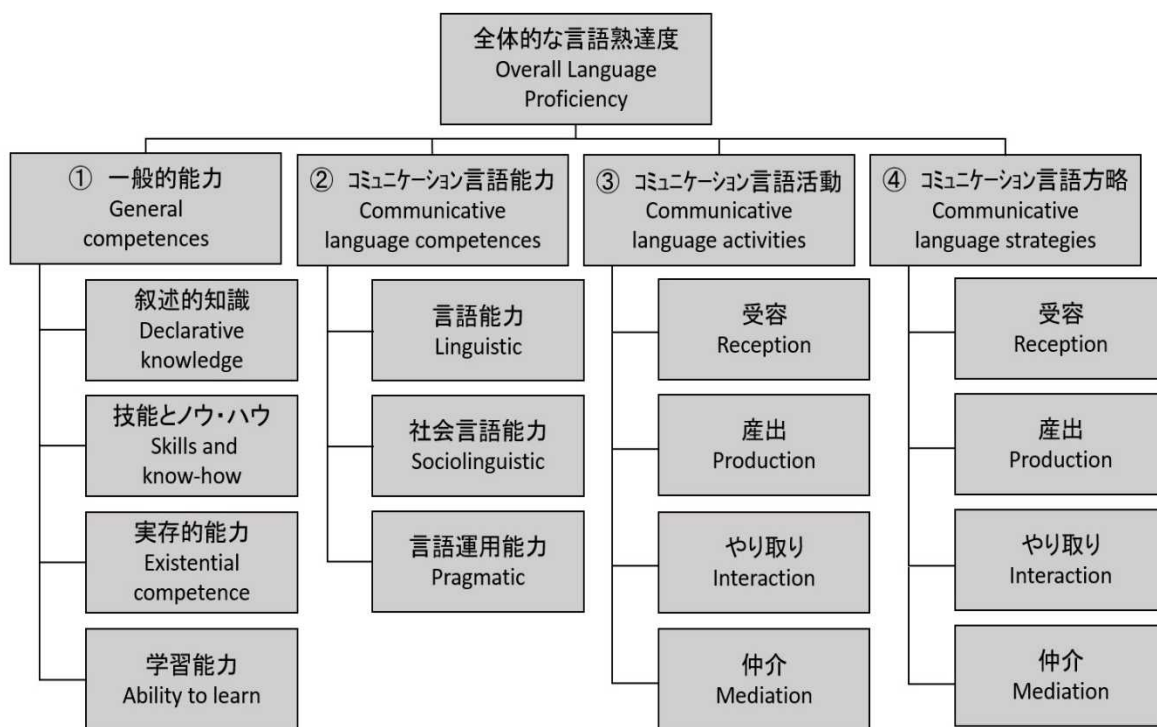
「日本語教育の参照枠」では、日本語を使用して、何が、どのように、どれくらいできるのかを言語能力記述文等を用いて具体的に示すとともに、それがどの程度達成できたかを把握するために、多様な評価手法を提示し、その活用を後押ししていくための考え方や事例を示す。

#### (3)評価基準と評価手法の透明性の確保

日本語学習者、教師ばかりでなく、一般の日本人等にとっても参照しやすい、日本語で「できること」に注目した評価基準を示し、その評価手法の透明性を確保することを通して、日本語教育に関わる全ての者の間で評価に関する共通認識を醸成する。これにより、日本語学習者がいつ、どこにいても、一貫した学びを継続できる環境の整備を目指す。

「日本語教育の参照枠」では、CEFRを参考に言語使用者及び学習者の言語能力熟達度を構成する能力を、①一般的能力、②コミュニケーション言語能力、③コミュニケーション言語活動、④コミュニケーション言語方略の四つに整理して示している。このうち、日本語能力として評価の対象となるのは②、③、④であり、「日本語教育の参照枠」では、②、③、④の能力を表す言語能力記述文(Can do)を示している。

しかし、生活者としての外国人に対する日本語教育においては、①一般的能力(叙述的知識(世界・社会文化・異文化などについての知識)、技能とノウ・ハウ(生活や余暇・社会的・異文化間・職業的な技能)、実存的能力(態度・動機・価値観・信条・認知的スタイル・性格)、学習能力(言語とコミュニケーションに関する意識・音声意識と技能・学習技能・発見技能)の向上に資する活動を教育活動として組み込み、生涯学習的側面に焦点を当てた学習活動を展開していくことも期待される。



Council of Europe(2018) CEFR Companion Volume with New Descriptors, p.20 "Figure 1 - The structure of the CEFR descriptive scheme"より翻訳転載

表1 CEFR例示的能力記述文一覧の構成

### (1) 言語活動別の評価

本報告の利用者である地方公共団体及びそこで活動する日本語教師等が評価を行うに当たっては、その対象となる日本語能力をどのように捉えるかという能力観を明確にする必要がある。「日本語教育の参照枠」では、日本語能力観について、行動中心アプローチに基づき日本語の熟達度を五つの言語活動ごとに示し、必要なことから学んでいくことを重視している。

行動中心アプローチにおける言語教育の目標とは、言語使用者及び学習者がそれぞれの社会で求められる課題を遂行できるようになることである。したがって、言語使用者及び学習者は、文法や語彙の難易度、言語活動間のバランスにかかわらず、課題を遂行するために必要な事柄(特定の技能領域または言語活動など)から学ぶことができる。

次ページには、「日本語教育の参照枠」で示されている日本語能力観をもとにした日本語熟達度の例を引用した。

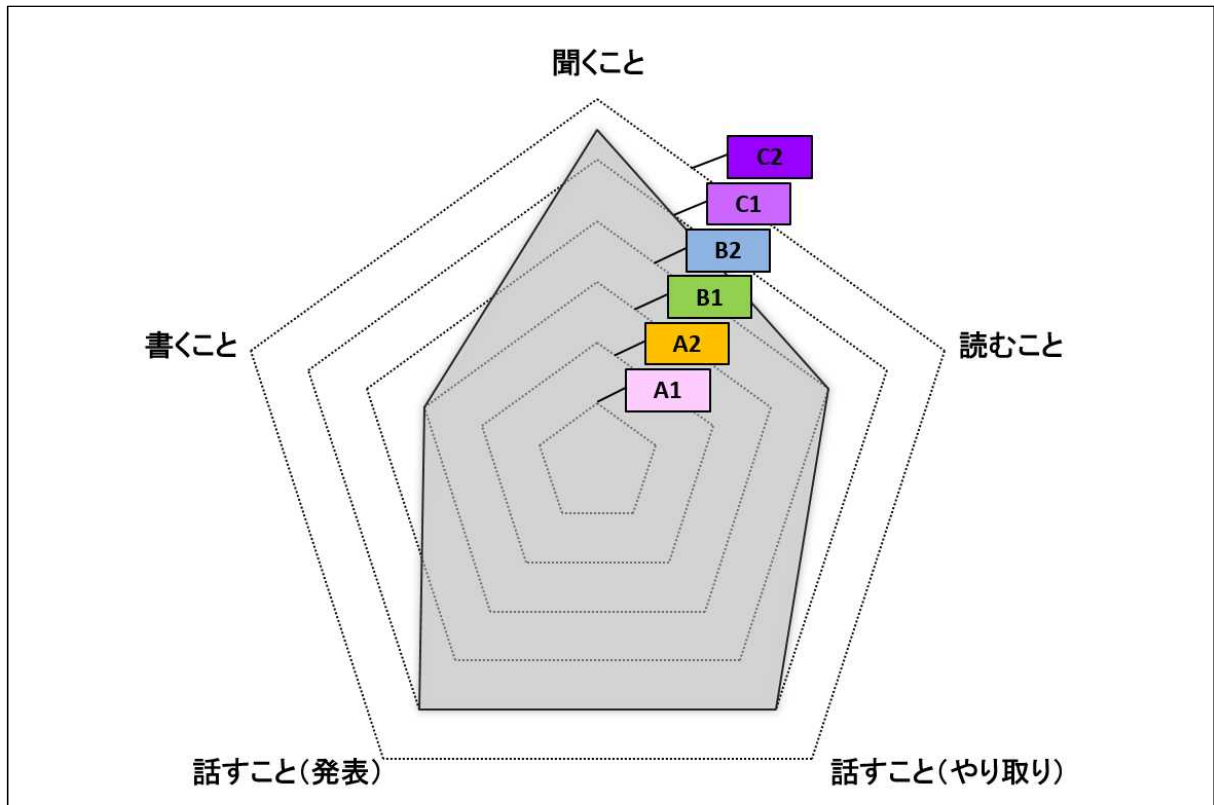


図2 口頭能力が高い日本語学習者の日本語熟達度(例)

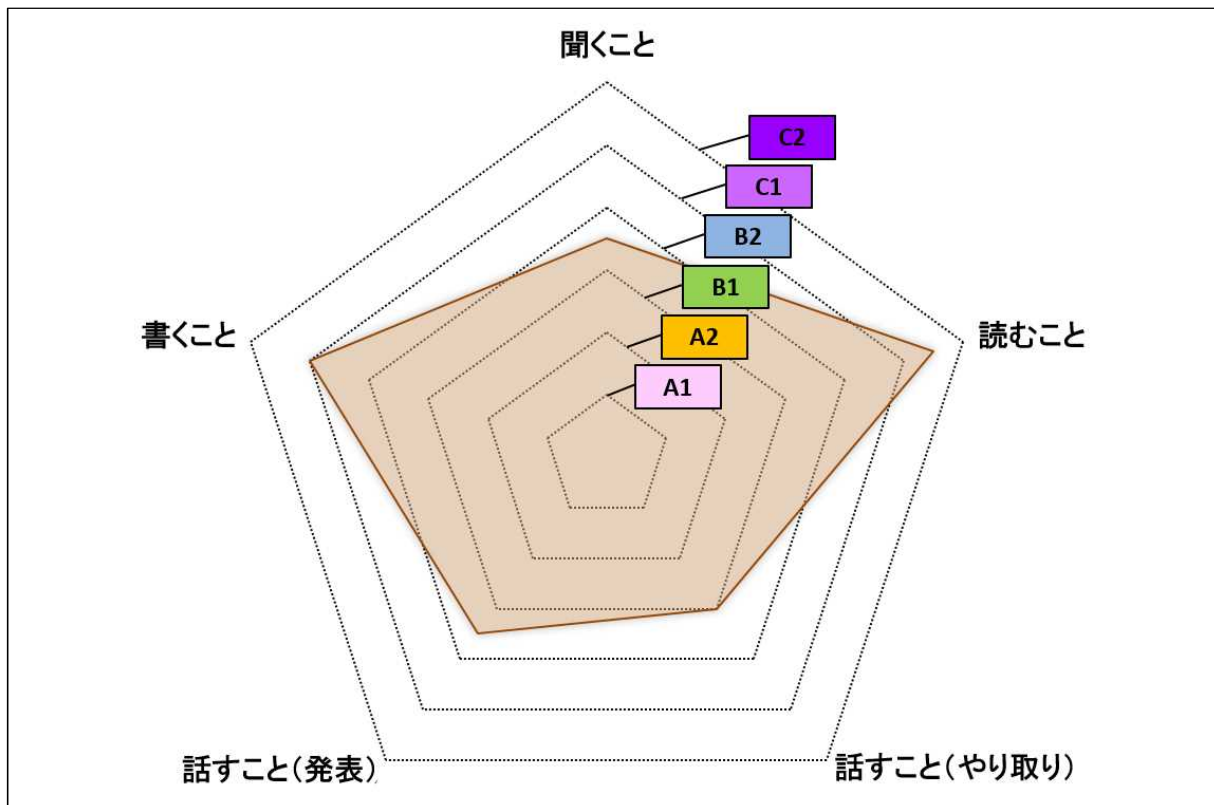


図3 読み書き能力が高い日本語学習者の日本語熟達度(例)

## (2) 日本語学習ポートフォリオの活用

CEFRでは、評価についての論点として、「評価の方法や伝統はさまざまであるが、あるアプローチ(例:教師による評価)より、別のアプローチ(例:公的な試験)の方が、教育上の効果において絶対に優れていると考えるのは間違いである。共通参照レベルのような、一連の共通基準の主要な利点は、正にお互いに異なる評価の形式でも対応付けが可能になることである。」ことを挙げ、参照枠を通して対応付けた上で教育の目的に応じて様々な手法を組み合わせたり、取捨選択したりしつつ、透明性と一貫性を持って評価を行うことを推奨している。

評価の在り方については、試験によるものとそうでないものがある。試験によらない評価とは、言語を用いた課題遂行能力や学習過程における様々な気付きや学びを把握するための評価の方法のことを指す。言語能力の熟達度の評価は、そのカリキュラムにおいて設定した学習目標や学習者の特性に応じて、試験と試験によらない評価を組み合わせることで総合的に実施していくことが望ましい。

「日本語教育の参照枠」では、試験によらない評価として多様な評価を提示している。

- パフォーマンス評価
- 自己評価
- 相互(ピア)評価
- ポートフォリオ評価

「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価についても、学習目的・目標に沿った評価方法を検討し実践する必要がある。その際、ポートフォリオ評価を活用し、学習者一人一人が様々な面から自分の言語発達を記録できるようにすることが望ましい。

言語学習において、ポートフォリオは、筆記試験の結果、パフォーマンス評価で使ったルーブリック、自己評価チェックリスト、相互(ピア)評価で行った、他の学習者からのコメントシートをファイル等に格納することができ、学習者や教師をはじめとする学習者の周りの人々は適宜これらの評価結果を参照することで、総合的な評価を行うことができる。

なお、「「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について」(文化審議会国語分科会、平成24年)では、「生活者としての外国人」向けの「日本語学習ポートフォリオ」を公開し、ポートフォリオによる評価の方法が示されている。標準的なカリキュラム案を活用した学習のサイクルと日本語学習ポートフォリオを中心とした評価の全体像として次ページのような図を示している。

また、地域における日本語教育においては文化庁事業等が活用され、各地域の機関・団体が地域の実情や教育目的に応じたポートフォリオを作成している。

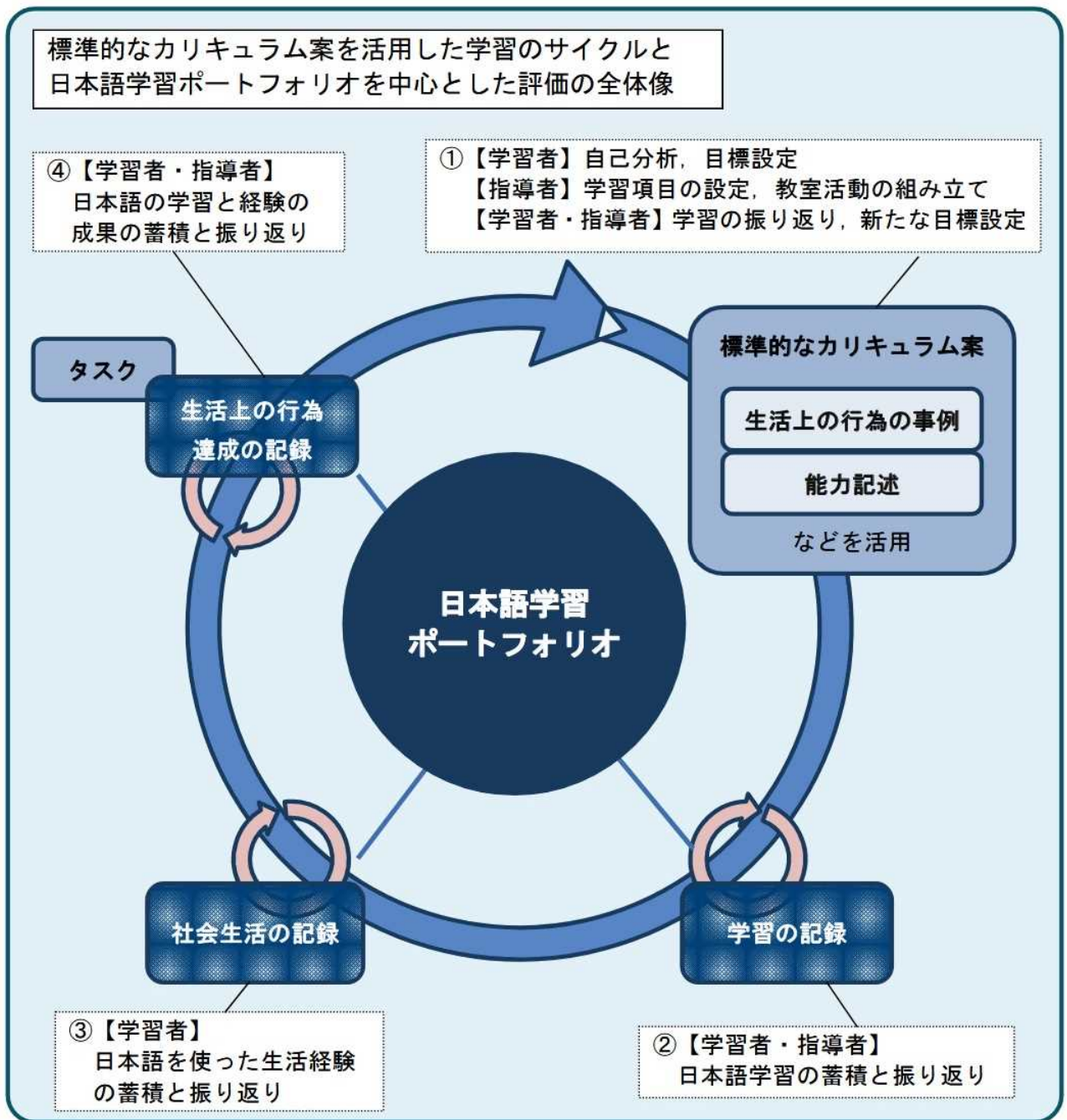


図4 標準的なカリキュラム案を「活用した」学習のサイクルと日本語学習ポートフォリオを中心とした評価の全体像



### (3) 学習のための日本語能力評価支援ツールについて

「日本語教育の参照枠」に基づき、学習者の日本語学習を支援する観点から、学習者自身が日本語能力の自己評価を行うことができる支援ツールを作成している。

具体的には、国内外の学習者を対象とし、自律的な学習を促していくことを目的として、ウェブ上のシステムに14言語で表示されるCan doの言語活動がどの程度達成できるかを、「1 できない」、「2 あまりできない」、「3 難しいがなんとかできる」、「4 できる」の4段階で回答していくことで、自身の日本語能力を簡易に判定するものを想定している。

五つの言語活動(聞く、読む、話す(やり取り・発表)、書く)ごとに、A1からC2までの6レベルのCan doがA1レベルから順に提示される。結果は、日本語学習の目標設定やレベルに合った適切な学習教材の提示をしたりすることに役立てることができる。

なお、「日本語教育の参照枠 Can do」を用いているため、「生活 Can do」に特化した内容ではないが、日本語教師は、この支援ツールを活用し、学習者自身が自らの日本語能力レベルを定期的に把握し、自律的な学習を行えるよう支援していくことが望まれる。

## 参考資料

参考資料○ 「生活 Can do」等の一覧

参考資料○ 参考文献・ウェブサイト等

参考資料○ 取りまとめまでの沿革

参考資料○ 日本語教育小委員会等における検討状況